

【規定改定 新旧対照表】

「当座勘定規定」「当座勘定規定（専用約束手形口用）」「当座勘定規定（パーソナルチェック用）」を以下のとおり改定いたします。

当座勘定規定

改定後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払<u>等</u> (中略)</p> <p>③ 当座勘定の払出しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p><u>A 届出または登録の印鑑により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法</u></p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払） (中略)</p> <p>③ 当座勘定の払出しのときには、小切手または当座預金お引き出し伝票を使用してください。</p> <p>【追加】</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙<u>等</u> (中略)</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付</u>請求があったときは、必要と認められる枚数を交付します。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙） (中略)</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があったときには、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じたときは、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じたときは、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>第13条（支払保証 <u>（削除）</u>）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>（削除）</u></p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座預金から引落します。</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いまし</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いまし</p>

<p>扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのためには生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>たうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのためには生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>
<p>第29条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>(2026年3月1日現在)</u></p>	<p>第29条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>(2024年4月1日現在)</u></p>
<p>付則 第1条 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p>	<p>付則 第1条 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p>
<p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p>	<p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p>
<p>第3条 <u>2026年2月27日をもって、手形・小切手用紙の発行受付を終了しております。</u> 以上</p>	<p>【追加】 以上</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	現行
<p>第7条（手形の支払等） (中略)</p>	<p>第7条（手形の支払） (中略)</p>
<p>第8条（手形用紙等） (中略)</p>	<p>第8条（手形用紙） (中略)</p>
<p><u>③ (削除)</u></p>	<p>③ 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p>
<p><u>④ (削除)</u></p>	<p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙及び小切手用紙は交付しません。</p>
<p>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることが可能</p>	<p>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることが可能</p>

<p>いものとします。</p> <p>④ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続によって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>いものとします。</p> <p>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続によって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p><u>第9条 (手数料)</u> <u>(削除)</u> ※以下項番繰り上げ</p>	<p>第9条 (手数料) 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当社所定の手数料を支払ってください。</p>
<p>第24条 (規定の変更) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。</p>	<p>第25条 (規定の変更) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>
<p><u>(2026年3月1日現在)</u></p>	<p><u>(2024年4月1日現在)</u></p>
<p>付則 第1条</p>	<p>付則 第1条</p>
<p>2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p>	<p>2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p>
<p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p>	<p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p>
<p><u>第3条</u> <u>2026年2月27日をもって、手形用紙の発行受付を終了しております。</u></p>	<p>【追加】 以上</p>

当座勘定規定 (パーソナルチェック用)

改定後	現行
-----	----

<p>第7条（小切手、手形の支払等） (中略)</p> <p>④ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p><u>A 届出または登録の印章により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p><u>B 預金者又は代理人が自己の名義で振出した小切手を使用する方法</u></p> <p>⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第7条（小切手、手形の支払） (中略)</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、預金者又は代理人が自己の名義で振出した小切手または当座預金お引き出し伝票を使用してください。</p> <p>【追加】</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等） (中略)</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付</u>請求があったときは、必要と認められる枚数を交付します。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙） (中略)</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があったときには、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じたときには、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じたときには、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>第13条（支払保証（削除）） 小切手の支払保証はしません。<u>（削除）</u></p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求がある場合は、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>

<p>第29条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>(2026年3月1日現在)</u></p> <p>付則 第1条 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p> <p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p> <p><u>第3条</u> <u>2026年2月27日をもって、手形用紙の発行受付を終了しております。</u> 以上</p>	<p>第29条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>(2024年4月1日現在)</u></p> <p>付則 第1条 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p> <p>第2条 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p> <p>【追加】 以上</p>
---	---

以上